

支出項目

政務活動費

研修・会議費

No.1

29 月	年 日	内容	支出額 (円)	累計額 (円)
6	27 28	住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務	67,480	67,480
7	19 20	社会保障フォーラム	35,950	103,430
8	3 4	平成29年度第2回市町村議会議員特別セミナー	36,920	140,350
12	10	市政報告会、意見交換会	5,009	145,359
		合計	145,359	

政務活動報告書

平成29年7月3日

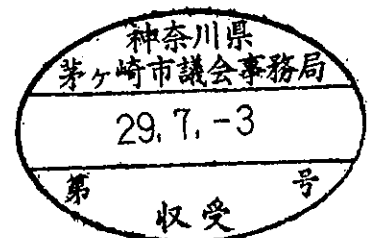
茅ヶ崎市議会議長
白川 静子 様

(会派名) ゆうえい会
(氏名) 藤村 優佳理

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年6月27日(火) 13時00分～17時00分 平成29年6月28日(水) 10時00分～16時00分
目的 地 (研 修 地)	NHK名古屋放送センタービル内教室 (愛知県名古屋市東区東桜1-13-3)

政務活動の結果 (別紙のとおり)



研修会報告書

藤村優佳理

日 時：平成 29 年 6 月 27 日（火）13：00～17：00

28 日（水）10：00～16：00

場 所：一般社団法人 日本経営協会 中部本部

NHK 名古屋放送センタービル 10 階

名古屋市東区東桜 1 丁目 13 番 3 号

講 師：自治体法務研究所 所長

（元）東京都総務局総務部 副参事 江原 勲氏

研修項目：1. 住民監査請求・住民訴訟

1 制度の存在意義

（1）制度の趣旨 （2）制度の目的

2 住民監査請求

（1）制度趣旨

①住民参政制度と住民監査請求 ②監査と住民監査請求

（2）監査の実施と監査結果

①監査請求の受付 ②要件審査・補正・不適法却下

（3）住民監査請求をなしうる者

(4) 住民監査請求の対象者

(5) 監査請求の対象行為

①監査請求の対象の特定について ②公金の支出・政務活動費

③財産の取得、管理及び処分 ④契約の締結及び履行

⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実 ⑥財産の管理を怠る事実

⑦再建の管理を怠る事実

(6) 監査請求の期間制限等

①期間制限の趣旨 ②期間の起算日 ③正当な理由 ④怠る

事実・損害賠償請求権の不行使・談合 ⑤証する書面の添付

⑥再度の監査請求の禁止

(7) 財務会計行為の暫定的停止勧告

(8) 監査機関

(9) 監査の実施と結果の公表

2. 住民訴訟

1 住民訴訟の係属件数

2 原告適格

3 訴訟を提起できる場合とその期間

4 住民監査請求前置

①監査請求の却下 ②監査請求の追完

5 住民訴訟の対象

①対象 ②対象についての問題点

6 先行行為の違法と財務会計行為の違法

7 請求の内容

①1号請求 ②2号請求 ③3号請求 ④4号請求 ⑤損害額の算定

8 住民訴訟の管轄・訴訟費用

①裁判管轄 ②訴額

9 裁判費用の負担

①請求の認諾 ②相当と認める額

10 損害賠償と議会の権利放棄の議決

①権利放棄議決の可否 ②最高裁の判断の枠組みと実務の対応

③権利放棄と長の執行行為 ④議会の議決の無効と代表監査委員
の不作為

3. 紛争処理の体制

1 訴訟の当事者

2 被告

3 訴訟の処理体制

①組織 ②住民訴訟の基礎

所 感：この研修には実務研修として各自治体の監査委員会事務局の担当者が地方自治小六法を持参し、参加されていきました。講師は、東京都の法務部副参事で22年間、行政事件や民事訴訟、行政不服審査を担当されており、実際に起きた具体的な判例などを挙げて法律を分かり易く説明してくれました。

住民訴訟とは、地方公共団体の行う財務会計上の行為に限定した内容に関して適正であるかどうかを住民が監視することができる地方自治法です。別名、納税者訴訟ともいい、訴訟をする各自治体に対して税金を納めている者、または住民基本台帳に載っている中学卒業以上であれば誰でも手続きをすることができるものです。（監査請求から住民訴訟が完了するまで、その自治体の住民でなければならないため、期間中に転居した場合は訴えが却下される判例があります。）

住民訴訟を起こす前には必ず監査委員会に対して住民監査請求をし、（監査委員は監査請求から60日以内に監査を行う）その結果に不服がある場合は通知を受け取ってから30日以内に住民訴訟を提起するという流れです。

監査には一般監査（法199条）、特別監査（法98条）、長の要求による監査（法199条）、決算の監査（法233条）、現金の出納監査（法235条の2）、直接請求による監査（法75条）、住民監査請求による監査（法242条）があり、直接請求による監査請求は有権者の50分の1以上の連署が必要です。住民監査請求は財務会計上の行為に限られますが、住民1人でもできることから、2012

年から 2013 年の 1 年間で 1,508 件もの監査請求数があるそうです。それでも年々少しずつ減っているということでした。茅ヶ崎市では議会から議員が 1 名監査委員に選出されていますが、法律に関わることからとても重大で責任のある任務だと改めて感じました。

住民訴訟には、執行機関に対する差し止め請求（1 号請求）、行政処分たる会計行為の取り消し又は無効確認請求（2 号請求）、執行機関に対する怠る事実の違法確認請求（3 号請求）、職員個人に対する損害賠償請求若しくは不当利得返還請求または当該会計行為又は怠る事実の相手方に対する損害賠償請求ほか（4 号請求）の 4 つの訴訟類型があり、今回はこの中で全体の 7 割りを占める最も多い 4 号請求について説明がありました。

4 号請求は、長や職員が個人として裁判の被告となり、弁護士費用やその他諸費用も個人が負担していました。平成 14 年には個人負担では職員の業務など様々な支障が出るということから、新 4 号請求に改正され、被告は個人ではなく是正権限を有する行政庁となり、費用負担も当該地方公共団体が支払うことと変更になりました。このことから、訴訟を起こしても弁護士費用や指定代理人も公金（税金）から支払われることになり、さらに長に対して直接訴訟を起こすことはできず、自治体に対して長に返還を求めるよう訴えることしかできません。判決後の措置は自治体任せとなり、返還が行われないなど新たな問題もあるということです。

議員という立場でも住民訴訟はできるのか講師に質問したところ、当然住民であれば議員もでき、都内では目黒区議会議員の須藤甚一郎議員はいくつもの住民訴訟を起こしているということでした。後日議員のホームページを閲覧したところ、訴訟された一覧が掲載されており、常に財務会計にチェックをされているのだと思います。

政務活動費の用途についても住民訴訟の対象となり、私たち議員は訴えられる立場でもあります。現在、茅ヶ崎ではホームページでも市役所1階市政情報コーナーでも政務活動費の詳細は一般に公開され、いつでも誰でも閲覧することができます。金額の多い少ないに限らず市民の税金であり、無駄にすることなく研修で知識を深め、議会などで有効に活用したいと思います。

出張旅費計算書

経路	日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)	
							日当
摘要	ゆうえい会 一般社団法人日本経営協会中部本部 (愛知県名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10階)			出張者 氏名	藤村 優佳理		
期日	平成29年6月27日(火)から 平成29年6月28日(水)まで			随行者 氏名			
経路	日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)	
茅ヶ崎—小田原 (JR東海道本線)	1	1	25.3	5,400	3,660	9,260	
小田原—名古屋 (JR新幹線ひかり)			282.1				
名古屋—久屋大通 (名古屋市営桜通線)			2.4	200			
久屋大通—名古屋 (名古屋市営桜通線)	1		2.4	200	3,660	9,260	
名古屋—小田原 (JR新幹線ひかり)			282.1	5,400			
小田原—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			25.3				
計	2	1	619.6	11,200	7,320	(A) 18,520	
日当	2	日 × @	2,400	(B) 4,800			
研修費	2	日 × @		(C) 34,560			
宿泊料	1	人 × @	7,600	(D) (朝食付き) 7,600			
夕食代	1	人 × @	2,000	(E) 2,000			
合計	A+B+C+D+E	人	×	=	67,480		

2017/06/27

領収証

領収証名 ゆうえい会様

領収金額 **¥7,600-**
(内消費税 ¥562-)

但し、ご宿泊代(朝食付き)として上記金額を
KIOSK現金で領収しました。

APA HOTELS&RESORTS
アパホテル<名古屋栄>

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄4-10-16
TEL:(052)242-9111
FAX:(052)242-9112

担当者



170627000452622-1

収入印紙

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
29-06-20	02022	A93690018
取扱店	ほかさま	
払込口座	[Redacted]	
払込金額	*34,560	料金 *0
振替受付票		振替受付票
[Redacted]		払込みの証拠と なるものですから 大切に保存して 下さい。 料金には、消費税 等が含まれて います。 (ゆうちょ銀行)
記号番号	*****	*****3141
はじめての投資信託はゆうちょで!		

No. 012604

領収書

ゆうえい会様

¥ 34,560 -

上記 金額正に領収いたしました。

但し6/27-28「住民監査請求」の住民訴訟公でめて
法律実務、講義等参加料として

平成29年6月20日



一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保若

印紙税法第五条
の非課税文書に
該当するため収入
印紙は貼付せず

入金内訳	
現金	
小切手	
振込	
手形	

担当者



- 本部事務局 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
- 関西本部 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル
- 中部本部 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル
- 九州本部 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル
- 北海道本部 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル

- ☎(03)3403-1336(代)
- ☎(06)6443-6961(代)
- ☎(052)957-4726(代)
- ☎(092)431-3365(代)
- ☎(011)241-7500(代)

政務活動報告書

平成29年7月24日

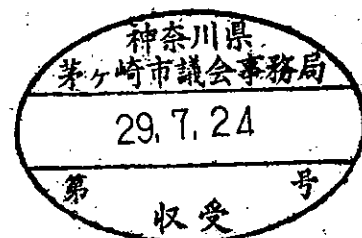
茅ヶ崎市議会議員
白川 静子 様

(会派名) ゆうえい会
(氏名) 藤村 優佳理

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年7月19日(水) 12時00分～18時50分 平成29年7月20日(木) 9時30分～15時15分
目的 地 (研 修 地)	(株)社会保険研究所 (東京都千代田区内神田2-4-6・WTC内神田ビル7階)

政務活動の結果 (別紙のとおり)



研修会報告書

藤村優佳理

日 時：平成 29 年 7 月 19 日（水）12：00～18：50

20 日（木） 9：30～15：15

○ 場 所： 社会保障フォーラム

(株)社会保険研究所 7 階

東京都千代田区内神田 2 - 4 - 6 WTC 内神田ビル

1 日目

13：00～14：30

「障害者の就労～農福連携も含めて～」

○ 講 師：厚労省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 内山 博之氏

研修項目：1 障害福祉施策の概要

2 障害者の就労施策の概要

3 就労移行支援

4 就労継続支援 A 型

5 就労継続支援 B 型

6 農福連携

7 障害者優先調達

8 共同受注窓口

9 障害者総合支援法の3年後見直し

10 障害者雇用施策の概要

所 感：障害者の総数は858.7万人と人口の約6.7%に相当し、在宅・通所を含めた障害者全体は増加傾向にあります。障害福祉・障害児サービスを見ても平成27年から28年の1年間で年率7.2%、国の予算である障害福祉サービス等の予算は年率8.9%も伸びており、生活保護の国予算3~4兆円に対し、障害福祉サービスの国予算は2.5兆円と、無視できない規模にまできています。

講義では障害者が自立した生活を送るための就労施策について、その現状と課題についての説明でした。

就労施策の就労系障害福祉サービスには①就労移行支援②就労継続支援A型③就労継続支援B型があり、その中の③就労継続支援B型の新たなプロジェクトとして、「農福連携による障害者の就農推進プロジェクト」について、平成28年度から、農林水産省と厚生労働省が初めて横串の連携を行い、農業分野での就業促進を立ち上げました。これにより人材不足を抱える農業側と、自然とのふれあいを求める福祉側とのお互いメリットが得られ、さらに、障害者に支払われる工賃も高い水準を実現できるというのです。この連携がうまくいけば将来、林業、酪農、水産の展開も可能性として広がるそうです。

省庁間の連携にも興味がありますが、障害者は自然とのふれあいにより情緒

が安定するというのもあって、このプロジェクトが成功して欲しいと思います。

平成30年4月から施行される「総合支援法」について、上記の①②③の支援で就職してもうまくいかない場合のフォローとして支援を行う新たなサービス「就労定着支援法」が創設されました。現在の就労1年後の職場定着率を75.5%から80%にする目標を掲げるそうです。しかし、障害の内容によって様々な課題があるため、定着率を上げるということはとても難しい目標だと思います。就労支援法の具体的内容は施行に向けて来年の2月ごろまでにはまとまるということで、今後も注目していきたいと思います。

14:40～16:10

「厚生労働省の考える【我が事・丸ごと】地域共生社会とは」

講師：厚労省政策企画官 野崎 伸一氏

研修項目：これまで築き上げてきたもの

社会構造の変化とこれから

厚生労働省の目指す「地域共生社会」とは

少子高齢化・人口減少がもたらす可能性

所感：社会保障制度の基本的な考え方として、社会保障・労働制度は自助・互助を基本に、それを補完するために共助・公助が位置づけられています。かつては地域や家族、雇用といった生活領域で、自助・互助が強い基盤が存在し

ていましたが、第3次ベビーブームが来なかったことや就労形態など時代の変化にともない、現在では共助・公助が不可欠になっています。

講義では、これまで築き上げてきた社会保障・労働制度が、現在の日本社会構造の変化に追いつかなくなり、問題が以前に比べてとても複雑で多岐にわたる課題を抱えているということを国が理解し、現状の問題から必要とされる今後の課題についての説明でした。

地域に独居生活をしている人が増える問題として「社会的孤立」が挙げられます。今後もさらに高齢者の孤立は深刻化する傾向にあり、その解決策として地域共存が不可欠だということです。そのためには、私たちの価値観を変えて地域社会の経済活動をどのように工夫して取り組んで行くかがとても重要になるのだと思いました。

16:20~17:50

「社会保障は誰のため？何のため？」

講師：慶應義塾大学商学部教授 権丈 善一氏

研修項目：第1章 少子高齢化と社会保障

第2章 社会保障は何のため？

第3章 社会保障は誰のため？

第4章 社会保険と税

第5章 社会保険と民間保険

第6章保険のリスク・ヘッジ機能

第7章長生きリスクとは

第8章年金が実質価値を保障しようとしていることを説明する難しさ

第9章結局、民間保険、社会保険、税の違いとは

第10章社会保障がはたす3つの機能

第11章建設的な社会保障論議を阻んできた悪気のないストーリー

第12章もちろん留意すべき世代間の問題

第13章社会保障規模の国際比較と財政

第14章今進められている社会保障の改革とは？

所感：人類史上未曾有と言われる超高齢社会をどうすれば乗り切れるのか？という観点から社会保障システムの根本から解りやすく学ぶという説明でした。

日本の社会保障制度について、理想とするものからほど遠いにしても、それなりに合理性と持続性を持つもの。年金について、①長生きリスク②経済環境のリスクをカバーしてくれるもの。人類史上経験したことのない超高齢社会を乗り切るために迎える危機的状況に直面している中で、他国がうらやむ日本の年金制度はそれなりに安定感があり、優れたもの。前例がないことに不安を煽る必要はないそうです。理解はできましたが、納得するには少し時間がかかり

そうです。最後に、「年金受給は65歳以上とか今後は70歳までに引き上げられるとニュースで取り上げているが、年金は60歳から受給ができ、自分が何歳で受給を開始するか選択するだけの話。特に騒ぐほどの問題ではない。少ない額だが60歳から選択すれば死ぬまで受給できるし、65歳からと決めてやっともらえる年に死んでしまう場合もある。しかし、もらえなかったからといって文句を言ってくる人はいない。」と冗談交じりの説明もありましたが、社会保障など年金の仕組みを正しく理解すれば不安になる必要はないということでした。

2日目

10:00~11:30

「生活保護の新しい展開」

講師：厚労省 社会・援護局保護課長 鈴木 建一氏

研修項目：生活保護制度の概要

生活保護の「基本原理」と「原則」

生活保護の要件等

生活保護 事務手続きの流れ

生活保護と公的年金の違い

福祉事務所とケースワーカー

生活保護の現状（データ分析）

生活保護受給者の生活習慣病の罹患状況

これまでの取組み

現在の取組み状況

制度見直しの検討と生活保護基準の検証

所 感：生活保護制度の概要や不正受給の実態、そして今後の取り組む課題
についての説明でした。その中で特に気になった点は、生活保護を受けている
子どもが高校生になり、進学をするための学費として始めたアルバイトが収入
と判断され、生活保護が受けられないということです。生活保護の手続きの際
にも念書を提出しますが年月が経過すると失念してしまう事が理由だそうで
す。生活保護は生活するためにための最低限必要な補助ですが、子どもが進学を希
望しても準備ができないという難しさを痛感しました。

12:30～14:00

「地域包括ケアシステムの深化と地方自治体の役割」

講 師：厚労省 老健局振興課長 三浦 明氏

研修項目：1. 介護保険を取り巻く状況

2. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改
正する法律について

3. 第7期介護保険計画に向けて

4. 平成30年度診療報酬：介護報酬の同時改定

所 感：介護保険制度は制度創設以来16年が経過し、65歳以上の被保険者は約1.6倍に増加するなかでサービス利用者は約3.3倍増。高齢者の介護になくなくてはならないものとして定着・発展しています。

講義は、今年6月に公布となった地域包括ケアシステムについて、介護保健法など一部を改正する法律についての説明でした。

ポイントとしては「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化などの取り組みの推進」が盛り込まれ、自治体の取組みが強化されています。ここでも地域共存社会の実現の取組みについて説明がありました。本市でも地域ケア会議で重要な他職種連携は、今後ますます必要な取組みになっていくのだと思いました。

社会保障フォーラムの受講は初めてでしたが、各省庁からの担当者が企画などの観点や狙い、現場の様子などを詳しく教えていただきとても勉強になりました。遠方から来られた議員も多く、また、活発な質問が出るなど各講義の時間が足りないほどでした。今回得たことは、今後の一般質問や担当する環境厚生常任委員会でも活かしていきたいと思えます。

出張旅費計算書

摘要	ゆうえい会 東京都千代田区内神田2-4-6 WTC内神田ビル7階		出張者 氏名	藤村 優佳理			
期日	平成29年7月19日から 平成29年7月20日まで 日帰り		随行者 氏名				
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)	
茅ヶ崎—東京 (JR東海道本線)	1	-	58.6	970	-	1,940	
東京—神田 (JR山手線内回り)			1.3				
神田—東京 (JR山手線内回り)			1.3	970			
東京—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			58.6				
茅ヶ崎—東京 (JR東海道本線)	1	-	58.6	970	-	1,940	
東京—神田 (JR山手線内回り)			1.3				
神田—東京 (JR山手線内回り)			1.3	970			
東京—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			58.6				
計	2	0	239.6	3,880	0	(A) 3,880	
日当	2 日 × @ 2,400			(B)		4,800	
受講料	2 日間			(C)		27,000	
合計	(A) + (B) + (C)			35,680 × 1 人		35,680	

35,680円 + 振込手数料 270円 = 35,950円

領収証

ゆいぽん
藤村 優佳理 様

¥27,000円

但

第13回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー参加費として
2017年7月19日

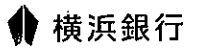
上記正に領収いたしました

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-1-3F

社会保障フォーラム



ご利用控え



○ご預金の預け入れの場合は、必ずお通帳をご利用願います。
○銀行からカードの暗号について、お問い合わせすることは絶対ありません。

区分	機番	処理番号	日付
お振込	1171614	29-07-03	
銀行番号	店番	取扱店番	
01380631	***	631	
紙幣枚数	硬貨枚数	金額	
万円	千円	500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
13:13	¥270円	¥27,000円	
おつり		残高	
		¥98,570円	

手数料のうち振込手数料 ¥270
000382

三菱東京UFJ銀行
神保町支店
普通 0506395
ツヤカイホリヨウフォーラム 様
ツヤカイ 様
電話番号 080-6689-7082

裏面を必ずご覧下さい

政務活動報告書

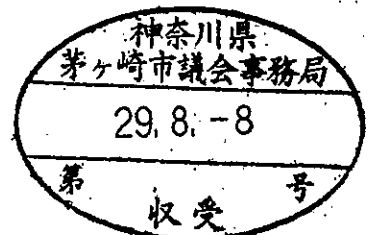
平成29年8月8日

茅ヶ崎市議会議長
白川 静子 様

(会派名) ゆうえい会
(氏名) 藤村 優佳理

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年8月3日(木) 13時00分～16時20分 平成29年8月4日(金) 9時00分～12時20分
目的地 (研修地)	全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号)
政務活動の結果(別紙のとおり)	



研修会報告書

藤村優佳理

日時：平成29年8月3日（木）13:00～16:20

4日（金） 9:00～12:20

場所：第2回市町村議会議員特別セミナー

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所

滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号

1日目

13:00～14:30

「2025年に向けた医療介護総合確保政策～地域包括ケアシステムと地域医療

構想～」

講師：慶應義塾大学名誉教授 田中 滋氏

所感：1990年から介護という言葉が、2008年から地域包括ケアシステムという言葉が始まりました。今回の講義はその地域包括ケアシステムが必要となる仕組み^にについての説明でした。

ポイントとしては4つ。①尊厳と自立支援を守る「予防」②中重度者を地域で支える仕組みの構築③サービス事業者の生産性向上④市町村・保険者による地域マネジメントです。要約すると、地域包括ケアシステムの自立支援を必要

としているのは高齢者だけではなく、幼児・学童・障害者とその家族にも及びます。また、対象とすべき事象は介護だけではなく、貧困・虐待・ネグレクト・孤立・セルフネグレクト(ゴミ屋敷)に及び、今後は1つの要因だけではなく、その人を取り巻く幅広い対応が必要になるということです。

地域ケアシステムは住民が主体となって取り組んでいくため、市民を巻き込むには子育て世帯に興味を持たせ、住民の代表である市長が音頭を取るといった仕組み作りが求められるということでした。しかし、そう簡単に言っても市民に興味を持ってもらい巻き込めるまでは、地道な作業や努力も必要になってくるのではないかと思います。

さらに、2025年問題についても触れられ、改めて問題の意味を教えてくださいました。この問題は2025年を迎えることが問題だと捉えられている人が多いが、それは大きな誤解で、2022年から2024年12月で団塊の世代が満75歳を迎え、2025年から2040年の15年間で死を迎える時期が訪れるという問題です。

これは突如訪れるものではなく、今から仕組みをルーティン化すれば乗り越えられるのだそうです。確かに、2025年に75歳を迎えた後が問題で、先日受講した研修でも、65歳定年男性の平均余命は18.74歳と言われたことを思い出しました。地域包括ケアシステムについての講義はいくつか受講していますが、講師によって取り上げる視点が異なります。とても見解が広く、深い課題なので、様々な切り口からの講義を受けることでもっと理解を深めていきたいと思

いました。

14:50～16:20

「子どもの貧困対策～子どもの貧困の現実と対策～」

講師：法政大学現代福祉学部 教授 湯浅 誠氏

所感：子どもの貧困は7人に1人とされています。

貧困と言われ、イメージしがちなストリートチルドレンを連想するような、
食うか食わないかの飢餓のことではなく、「相対的格差」を指しています。

相対的格差とは、先進国34か国OECD（経済国際機構）共通の指標で、夢や希望を失わないような格差（あっていい格差）と、諦め・無理・気持ちが蔓延など社会の足を引っ張る格差（行き過ぎた格差）があり、その境界線のことを指します。講義の途中で貧困の子ども達が発した言葉をスライドに写しましたが、それを見ても可哀想だと思わないで下さいといわれました。はじめは意味が分からなかったのですが、相対的格差の貧困とは可哀想かそうじゃないかの話ではなく、経済発展の話であり、未来への投資と考えるものだといわれました。以前、NHKの報道で話題となった子どもの貧困についてニュースやネット上でも取り上げられ、様々な意見のやり取りがあったことを思い出し、子どもの貧困について誤認されている人は、まだまだ多いと思います。

子どもの貧困は、家族関係やメンタルにとっても強く結びつくため、①お金②繋がり③自信の3つがない状態を表し、その対策として、^基礎としていく基本の

インフラ（お金・もの・知識の支援）2.体験（様々なひとがいるだけで支援になる）3.時間（自分に本気で向き合ってくれる人との繋がり）4.トラブル対応（お試し行動として相手を試す気持ちからわざと問題行動を起こす事の対応）があり、これらが提供されると居場所になるそうです。

2013年に「子どもの貧困対策法」が制定され、学習や子ども食堂といったかたちで支援が始まりましたが、子ども食堂は上記の2, 3, 4をカバーしているかどうか？視野にいれているか？で、価値観を与えて選択肢の幅を広げてあげるといった目的だそうです。

やはり、ここでも地域が共に支え合って支援をする仕組みが取り上げられました。子ども食堂と言うと、食べる事ができない子どもを集めて食事をさせてあげると連想しがちですが、孤立しがちな高齢者と居場所を求める子どもが互いに共生し合う「多世代型交流」の場であり、当事者だけでなく地域全体で見守ることが必要だということを再認識することができました。

また、私自身、子どもの貧困についてこの講義で正しく理解することができて良かったと思います。

2日目

9:00～10:30

「認知症対策～団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて～」

講師：医療法人社団つくし会理事長 新田 國夫 氏

所 感： この講義では、第6期介護保険事業計画として認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）についての説明でした。

ポイントは3つ。①医療・介護などの連携による認知症の方への支援②認知症の予防・治療のための研究開発③認知症高齢者に優しい地域づくりです。

しかし、この新オレンジプランは、国がある程度の道筋は立てるが、その先の解決策については地域によって様々であるため、自分たちで導き出しなさいということだそうです。

また、認知症についても、認知症の人を早期に見つけ出す（早期発見）に置いていたカ点を、これからは認知症で困っている人やその家族を早期に見つけ出す（困りごとの早期発見）にカ点を置くべきと変更となるという事で、認知症と向き合う必要性と、孤立・孤独にならないためなのだと思います。

先進事例として、認知症になっても住み続けられる地域づくりに取り組む東京都国立市を紹介されました。

10:50～12:20

「災害と福祉の連携～これまでの活動実践から～」

講 師：認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード 常務理事

浦野 愛 氏

所 感：講師の方が実際に被災地でボランティア活動した体験談を伺いました。

「震災関連死」という言葉は阪神淡路大震災から始まり、震災などの直接的な被害ではなく、避難生活での体調悪化や過労など間接的な要因で死亡してしまうことです。周りに迷惑がかかるから、我慢強いという遠慮が引き金となってしまい、対象はほとんどが高齢者だということです。

避難所で活躍するのは女性で、モノ（道具）・やり方（ノウハウ）・つなぐ先（マンパワー）が必要ですが、生活の知恵から機転がきき、子どもを通じて地域との交流があるという事が大きな理由だそうです。その点からの、女性の防災リーダーは最低3割必要だと言われています。

最後に避難所生活で命と健康と尊厳を守るために最低限な生活環境の条件を教えてくださいました。①トイレが整っている②寝床が整っている③食事が整っている④自分でできることは自分でやれる環境がある=暮らしの感覚を失わない⑤人の繋がりが絶たれない⑥医療・看護・福祉・行政との関連がある。

です。幸いにもまだ経験がありませんが、実際に自分が避難した場合、どうしても自分の事だけに気持ちが集中してしまうのだと思います。避難所生活は共同生活となるので、この講義で教わったことを行動に移すことができるようにしたいと思います。

今回の研修は1泊2日で4講座の受講となりました。全国の市町村議員が283名受講となり、このような大勢での講習は初めての経験でした。併設されている宿泊施設を利用し、他市町村との議員と交流を深め、お互いの情報交換

もでき、充実した研修となりました。

出張旅費計算書

摘要	ゆうえい会 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 全国市町村国際文化研修所		出張者 氏名	藤村 優佳理			
期日	平成29年8月3日から 平成29年8月4日まで 1泊2日		随行者 氏名	/			
経路	日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)	
茅ヶ崎—小田原 (JR東海道本線)	1	1	25.3	7,340	5,260	12,600	
小田原—京都 (JR新幹線ひかり)			429.7				
京都—唐崎 (JR湖西線)			14.0				
唐崎—京都 (JR湖西線)	1	-	14.0	7,340	5,260	12,600	
京都—小田原 (JR新幹線ひかり)			429.7				
小田原—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			25.3				
計	2	1	938.0	14,680	10,520	(A) 25,200	
日当	2	日 × @	2,400		(B)	4,800	
受講料	2	日間	研修、宿泊、朝食、夕食代 含む		(C)	6,650	
合計	(A) + (B) + (C)		36,650	×	1	人	36,650

36,650円 + 振込手数料 270円 = 36,920円

ご利用控え  横浜銀行

○ご預金の預け入れの場合は、必ずお預帳をご利用ください。
 ○銀行からカードの番号について、お問い合わせは絶対ありません。

区分	機番	処理番号	日付
お振込	1205715	29-07-27	
銀行番号	店番	振込額	
01380631	***	631	
万円	千円	円	500円 100円 50円 10円 5円 1円
手数料 (消費税等を含む)		金額	
14:29		¥270円	¥6,650円
おつり		残高	¥69,510円

手数料のうち振込手数料 ¥270
 000372

みずほ銀行
 大津支店
 普通
 サイゼンツ株式会社様
 サイゼンツ様
 電話番号

領 収 書

茅ヶ崎市議会 様
 ゆうえい会 藤村優佳理

金額 6,650 円

但し、
 平成29年度第2回市町村議会議員特別セミナーの
 研修に要する経費
 として上記の金額を領収いたしました。

平成29年7月27日

公益財団法人全国市町村研修財団
 全国市町村国際文化研
 分任出納役

長直

香川自治会館 使用承認書 兼領収証

平成 29 年 11 月 26 日

香川自治会長

ゆえい会

藤村 ゆかり

様

日程	平成 29 年 12 月 10 日 (日)		
使用部屋	第一会議室 多目的室	第二会議室 玄関前広場	第三会議室 配膳室
時間帯区分	朝 / 昼 / 夜 9 時 00 ~ 12 時 00		
団体名・会合名 (ホワイトボードの案内表示)	藤村 ゆかり 市政報告会		
代表責任者氏名	藤村 佳理	参加予定人員	20 名
部屋使用料金	1500 円		

駐車場利用	台	円
-------	---	---

領 収 証

入金先

ゆえい会

様

No. B 8990680

お支払の内訳

金額	¥	1	5	3	1
----	---	---	---	---	---

(内消費税 ¥ 80)

但 飲み物代として

入金日 2017 年 12 月 9 日 上記正に領収いたしました。

現金	¥ 1,188
クレジット カード	
デビット	
商品券	
ギフト カード	
ローン	
その他	
ポイント	¥ 343

受注日	12/9
店番	818
レジNo.	406
伝票番号	107549

群馬県 宇都宮市 宇都宮 -1
株式会社 ヤマキ

扱者印

818

(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。



茅ヶ崎市議会議員

藤村 ゆかり 市政報告会

藤村ゆかりによる市政報告会を下記の通りに、実施いたします。地域の皆様から、さまざまなご意見をお聞かせいただきたいと思います。予約不要、参加無料となりますので、お時間ございましたら、お気軽にお越しください。

日にち：平成29年12月10日（日）

時間：午前9時30分～午前11時30分

場所：香川自治会館 第1会議室（香川3丁目20-1）

発行人藤村ゆかり 〒253-0082 茅ヶ崎市香川1-10-2-207 TEL080-6689-7082 E-mail:yukari.2jifra@gmail.com 封筒資料



スリーエフ

東香川店 0467-52-7461
神奈川県茅ヶ崎市香川3-21-1
8

領収証

2017年12月10日（日）

ゆかり会 様

¥340-

但し コピー代として

非課税品 ¥0
税抜商品額 ¥315
消費税等 ¥25

上記正に領収いたしました



＜本証取扱い上のお願
財布等に入れ保管される
面を内側に折って保管して下
さい。＞

(No.0847)

☎ 2-3951

責No.028



スリーエフ

東香川店 0467-52-7461
神奈川県茅ヶ崎市香川3-21-1
8

領収証

2017年12月10日（日）

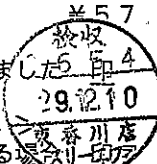
ゆかり会 様

¥774-

但し お茶代として

非課税品 ¥0
税抜商品額 ¥717
消費税等 ¥57

上記正に領収いたしました



＜本証取扱い上のお願
財布等に入れ保管される
面を内側に折って保管して下
さい。＞

(No.1259)

☎ 1-3776

責No.028



スリーエフ

東香川店 0467-52-7461
神奈川県茅ヶ崎市香川3-21-1
8

領収証

2017年12月10日（日）

ゆかり会 様

¥864-

但し お茶代として

非課税品 ¥0
税抜商品額 ¥800
消費税等 ¥64

上記正に領収いたしました



＜本証取扱い上のお願
財布等に入れ保管される
面を内側に折って保管して下
さい。＞

(No.1260)

☎ 1-0360

責No.028